

流山市農業委員会  
令和8年第4回  
総会議事録

令和8年4月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和8年第4回総会議事録

- 1 期 日 令和8年4月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所第 第305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 5番 鈴木 亨  
6番 金子 孝博
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 鈴田 徹
  - 2番 矢口 優子
  - 3番 池田 操代
  - 4番 金子 文雄
  - 5番 鈴木 亨
  - 6番 金子 孝博
  - 7番 中嶋 清
  - 8番 小菅 康男
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員2名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
  - 2地区 海老原 節雄
- 9 書記名 事務局主任主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 秋元 忠勝  
事務局次長 染谷 晃  
事務局次長補佐 水落 朋子  
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次
  - 議案第13号 農業委員会事務局職員の任免について……………1
  - 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 2
  - 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 4
  - 議案第16号 農用地利用集積等促進計画の決定について…………… 5
  - 議案第17号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 7
  - 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 8
  - 議案第19号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 9
  - 報告第12号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 11
  - 報告第13号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 11
  - 報告第14号 一時転用許可期間終了後の農地復元の報告について…………… 12
  - 報告第15号 専決処理の報告について…………… 13

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和8年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より2名出席していることを報告いたします。

なお、海老原推進委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

5番 鈴木委員、6番 金子孝博委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主任主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。本日、御審議いただく案件につきましては、議案第13号「農業委員会事務局職員の任免について」から、議案第19号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの7議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第12号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第15号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

議案第13号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第13号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

令和8年4月10日提出

本案につきましては、令和8年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから、承認を求めるものであります。

始めに、転出する者ですが、農業委員会事務局長であった深津 博樹です。

新しい所属は、監査委員事務局長です。  
次に、転入する者ですが、農業委員会事務局長の秋元 忠勝です。  
旧所属は、経済振興部次長兼商工振興課長です。  
説明は、以上です。  
よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ありがとうございます。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものです。  
本案について、原案のとおり任免することに異議ございませんか。  
(なしの声)

○水代会長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。  
暫時、休憩いたします。

(午後3時3分)

(午後3時8分)

○水代会長 それでは、再開いたします。

○水代会長 次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年4月10日提出

今月の申請は2件です。

始めに1番ですが、権利者は流山市名都借にお住まいの方で、職業は農業です。

申請地は、名都借の畑2筆、合計面積497平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、2番ですが、権利者は流山市前ヶ崎にお住まいの方で、職業は農業です。

申請地は、前ヶ崎の田1筆、面積1,999平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。

議案案内図は、2ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.5キロメートルに位置している畑2筆、合計面積497平方メートルです。

申請理由につきましては、経営規模拡大を考えていたところ、自宅の西側に隣接する農地所有者から売買の話があったため、所有権を移転しようとするものです。

売買価格については、全体で200万円です。

申請地の畑は投影している写真のとおり、現在は休耕の状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1,400平方メートルです。

農業従事者は1名で、農業従事日数は300日以上です。

申請地では、きゅうりなどの夏野菜や小松菜、ほうれん草などの葉物野菜を耕作する予定とのことです。

今後も、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に、2番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1.7キロメートルに位置している田1筆、面積1,999平方メートルです。

申請理由につきましては、権利者は今までこの農地を利用集積事業で耕作を行ってききましたが、今回、農地所有者から売買の話があったため、所有権を移転しようとするものです。

また、東側の隣接地は所有地のため、作業効率も良いことから、申請に至ったものです。

売買価格については、全体で500万円です。

申請地の田は投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.4ヘクタールです。

農業従事者は5名で、農業従事日数は300日です。

申請地では、ケイトウなどの花を耕作する予定とのことです。

今後も、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第5番(山崎委員) 1番についてですが、現在、何の作物を作っているかわかりますか。

◎事務局(染谷次長) 野々下二丁目で、昨年3月から初めて利用集積事業で農地を借りて、ニンニク、菊芋、じゃがいも、なすなどを作付けしています。

◆第5番(山崎委員) 予定作物であるきゅうり、小松菜、ほうれん草などについて、精力的に作付

けしていただきたいと思ひます。

○水代会長 ほかに質問ござひませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第15号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和8年4月10日提出

今月の申請は3件です。

1番から3番については、権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、松戸市上本郷に所在する法人です。

申請地は、野々下一丁目の現況畑5筆、転用合計面積3,946平方メートルです。

転用目的については、1番と2番は事務所・倉庫用地、3番は公衆用道路とするものです。

権利の種類は、1番は賃借権の設定、2番と3番は所有権の移転をするものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにござひますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしく御願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、3件ですが、権利者が同一のため一括して説明いたします。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線流山おおたかの森駅の南約1キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接し、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、休耕状態となっております。

申請地周辺につきましては、道路に囲まれており、開発の区域内には宅地と山林も存在しています。

権利の種類は、1番は賃借権の設定、2番と3番は売買による所有権移転で、転用目的は1番と2番は事務所と倉庫用地、3番は公衆用道路とするものです。

権利者は、松戸市上本郷に所在する農業協同組合です。

申請理由については、野々下一丁目の店舗の老朽化と、経営の合理化のため、おおたかの森北三丁目の店舗の機能を統合することとなり、新たな事務所と倉庫用地を探していたところ、担当エリアの中間に位置するこの場所で、地権者の承諾が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

開発全体面積は7,569.02平方メートル、鉄骨造2階建ての事務所1棟と、鉄骨造2階建ての倉庫1棟とこの開発に伴い必要な道路を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、周囲はブロックを設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は2基の浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分を前面の側溝に排水する計画です。

汚水については浄化槽にて処理後、前面の側溝に排水する計画です。

次に、資金計画ですが、開発区域全体の賃料が年間約2,000万円、売買価格は全体で1億2,600万円、建設費が約18億3,700万円です。

全額自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第16号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の4ページをお開きください。

議案第16号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和8年4月10日提出

今月の申請は5件です。

その内新規が3件、実質更新が2件です。

始めに、議案の1番の権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、北の畑2筆、合計面積2,740平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番から4番の権利者については同一のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、谷の畑3筆、合計面積2,052平方メートルと、桐ヶ谷の畑4筆、合計面積1,588平方メートルです。

利用権の設定期間は、2番と3番は新規、4番については実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、6ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、5番の権利者は、流山市野々下三丁目にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎の現況畑1筆 面積1,021平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第16号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、5件です。

始めに、1番ですが、本件については、新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は27歳です。

経営面積は約2.1ヘクタール、農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、2番から4番の権利者が同一のため、一括して説明いたします。

2番と3番は新たに5年間、4番は実質更新により5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は22歳です。

経営面積は約6.3ヘクタール、農業従事者は6名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みの状態でした。

次に、5番ですが、実質更新により5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は45歳です。

経営面積は約8,000平方メートル、農業従事者は1名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、現在は休耕状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第16号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第17号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第17号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。

令和8年4月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市駒木台にお住まいの方です。

申請地は、駒木台の登記地目畑2筆、合計面積39.81平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目と現況の地目を合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第17号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報

告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線初石駅の東約1.5キロメートルに位置している土地であります。

表示している配置図のように、平成15年1月以前から宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成15年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり道路際は石垣で、敷地内は宅地の一部として利用されていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第18号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和8年4月10日提出

今月の願い出は1件です

申請者は、千葉市花見川区にお住いの方 他2名です。

申請地は、おたかの森西一丁目の畑1筆、面積1,024平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の兄、および父で、その方の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線流山おおたかの森駅の西約500メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の兄と父に当たる方です。

従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事しており、枝豆やホウレン草を耕作していたということです。

しかし、今年の2月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため土地所有者である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方は農業経営の中心として従事しており、その方が故障したことにより農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第19号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の9ページをお開きください。

議案第19号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和8年4月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されていることから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告があった法人は、流山市深井新田に所在する農地所有適格法人です。

法人の事業年度は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出された報告書をもとに、作成しております。

確認書の表に、令和8年3月5日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、田が0.3ヘクタールと、畑が0.1ヘクタールです。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の13ページと14ページにございますので併せて御参照ください。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、主に農作業等の受託です。

売上高については、全体が農業に関連する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員の内、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっておりますが、当該法人の役員は1名で、従事日数は、200日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第19号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○**水代会長** ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第12号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第12号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和8年4月10日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

本件は、令和8年2月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただいた方の農地です。

議案案内図につきましては、15ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和8年4月10日報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、流山市西深井の現況畑7筆において、令和7年9月の総会で審議がなされ、令和7年9月19日付けで、許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございます

ので、併せて御参照ください。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。  
本件につきましては、3月5日に第1小委員会の委員の皆様にご確認いただきました。

2番は、流山市駒木台の畑2筆において、令和7年7月の総会で審議がなされ、令和7年7月16日付けで、許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページでございますので、併せて御参照ください。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

本件につきましては、3月19日に金子文雄委員と森田推進委員にご確認いただきました。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特になさいますので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第14号「一時転用許可期間終了後の農地復元の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第14号

一時転用許可期間終了後の農地復元の報告について

一時転用許可期間終了後の農地復元状況を確認したので、報告する。

令和8年4月10日報告

今月の工事完了報告は7件ですが、同一事業のため一括して説明いたします。

本件は、流山市西深井の田30筆について、令和6年12月9日付の農地造成の一時転用の許可を受けた案件です。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の21ページと22ページでございます。

令和7年12月4日に事業が完了し、令和8年2月19日付で千葉県に残土条例の検査にて、許可内容に適合している旨の結果通知が出たところでございますので、農業委員会に、農地復元報告書の提出がありました。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

本件につきましては、3月5日に第1小委員会の委員の皆様にご確認いただきました。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特になさいますので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第15号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページを御覧ください。

報告第15号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月10日報告

始めに、1. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

農地法第4条の届出は、2件、3筆、合計面積565平方メートルです。

次に、2. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

農地法第5条の届出は、10件、27筆、合計面積7,728.44平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を処理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が2件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が10件の届出がありました。

今月の報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和8年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時50分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和8年4月10日

流山市農業委員会会長

水代 龍司

流山市農業委員会委員

鈴木 亨

流山市農業委員会委員

金子 孝博